



「もしも」のときに自分で備えを。
働く看護師のための保険です。

ナース専科会員の看護師・看護学生^(注1)の方ならどなたでもお申込みいただけます。


看護職の方々の業務中のトラブルに備える保険です。

掛け金
(年間)

2,500円

掛け金の内訳

保険料: 1,440円 団体保険制度運営費: 1,060円

 ナース専科への登録は **無料**

お申込みはこちらから

<https://nurse-senka.life/hoken/?ngf0421>



保険金が支払われる例

身体障害

誤った処置により患者様に障害を負わせてしまったなど。

保険金の内訳 被害者の治療費 / 慰謝料 / 休業補償 など

1事故 **5,000**万円限度
(保険期間中1億5,000万円まで)

人格権侵害^(注2)

患者様に名誉毀(き)損やプライバシー侵害で訴えられた場合の賠償金など。

1名 **50**万円限度 1事故 **100**万円限度
(保険期間中100万円まで)

財物損壊^(注2)

患者様のスマホを落としてしまい破損してしまったなど。

保険金の内訳 被害財物の修理費 / 再購入費用 など(時価額限度)

1事故 **50**万円限度

初期対応費用

身体障害事故が発生した場合に、被保険者が負担する社会通念上妥当と認められる見舞費用など。

1事故 **250**万円限度

(うち身体障害についてのお見舞費用は、被害者1名あたり10万円が限度)

(注1)この保険契約で補償の対象となるのは、看護師・准看護師などの有資格者が行う看護業務のみです。資格を取得されていない看護学生の方は補償の対象とはなりませんのでご注意ください。(詳細は「看護師賠償責任保険のご案内」をご参照ください。)

(注2)財物損壊および人格権侵害の支払限度額は、基本補償である身体障害の支払限度額に含まれます。(内枠払)

ナース専科 看護師賠償責任保険の概要 ナース専科

ナース専科会員の看護師・看護学生(就職予定)^(注)の方々にお申込みいただけます。

- 日本国内において行われた、保健師助産師看護師法に定められた看護業務が対象となります。
- 法律上の損害賠償金のほか、争訟について支出した訴訟費用・弁護士報酬等の費用も補償されます。
- 業務により他人の生命・身体を害した場合のほか、他人の財物を損壊した場合や、プライバシーを侵害した場合なども補償されます。

(注)この保険契約で補償の対象となるのは、看護師・准看護師などの有資格者が行う看護業務のみです。資格を取得されていない看護学生の方は補償の対象とはなりませんのでご注意ください。(詳細は「看護師賠償責任保険のご案内」をご参照ください。)

補償内容

基本補償

日本国内において、被保険者（保険契約により補償を受けられる方）またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が看護業務を行うことにより、他人の身体に障害が発生した場合に、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金が支払われます。ただし、保険期間中に発見されたものに限ります。

施設危険補償

被保険者が看護業務を行う施設または設備の所有、使用もしくは管理に起因して、他人の身体に障害を与えたり、他人の財物を滅失、破損もしくは汚損した場合に、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金が支払われます。ただし、保険期間中に発生し、発見されたものに限ります。

人格権侵害補償

保険期間中に、看護師賠償責任保険の損害の原因と規定されている事故に起因して、被保険者または被保険者以外の者が行った次のいずれかに該当する不当な行為により、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金が支払われます。

- ①不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉毀(き)損
- ②口頭、文書、図画、映像その他これらに類する表示行為による名誉毀(き)損またはプライバシーの侵害

初期対応費用補償

保険期間中に、看護師賠償責任保険の損害の原因と規定されている事由に起因する事故が発生した場合に、被保険者が緊急的な対応のために要した事故現場の保存・取片付け費用、事故状況・原因調査費用、見舞費用等で引受保険会社が承認する費用が、保険金として支払われます。

支払限度額と年間掛け金



補償内容	支払限度額	
身体障害	1 事故につき	5,000万円
	保険期間中通算	1億5,000万円
財物損壊(注)	1 事故につき	50万円
人格権侵害(注)	1 名につき	50万円
	1 事故につき・保険期間中	100万円
初期対応費用	1 事故につき	250万円
(うち身体障害についてのお見舞費用は、被害者1名あたり10万円が限度)		
掛け金(年間) 2,500円 (内訳 保険料: 1,440円 団体保険制度運営費: 1,060円)		

(注)財物損壊および人格権侵害の支払限度額は、基本補償である身体障害の支払限度額に含まれます。(内枠払)

< 引受保険会社 >

三井住友海上火災保険株式会社
総合営業第四部第四課

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1

< 取扱代理店 >

エアロエントリー株式会社

〒103-0004 東京都中央区東日本橋2-28-4 5F

TEL: 03-6661-9759 FAX: 03-6661-9760

受付時間: 平日10時～12時 13時～17時まで

< 非幹事代理店 >

株式会社エス・エム・エスフィナンシャルサービス

105-0011 東京都港区芝公園2-11-1 住友不動産芝公園タワー

< 団体保険契約者・制度運営 >

株式会社エス・エム・エスキャリア

105-0011 東京都港区芝公園2-11-1 住友不動産芝公園タワー

●このチラシは「ナース専科 看護師賠償責任保険」の概要のご説明です。お申込みの際は「看護師賠償責任保険のご案内」「重要事項のご説明」も併せてご確認ください。

B19-102288 使用期限 2021年4月1日